

デジタル環境下の文書館における 学習活動支援の現状と課題

田嶋知宏

The Present Conditions and a Problem of the Learning Activity Support
in the Archives under the Digital Environment

TAJIMA, Chihiro

キーワード：文書館、利用普及、学習活動支援、デジタルアーカイブズ、アーカイブズリテラシー

1. はじめに

コンピュータの普及や情報基盤の整備は、コンピュータを活用した学習活動を容易なものとしてしている。国のIT戦略本部の掲げた『重点計画—2007』には、生涯学習情報コンテンツの充実や博物館コンテンツのデジタルアーカイブ化の推進、図書館の情報化の推進等が、「生涯を通じた豊かな生活」¹の中に位置づけられている。こうした政策は、どのくらいの有効性があるかは別としても、生涯学習を支援する必要性が認識されていることの表れであることに違いない。

しかし、図書館や博物館の類縁機関とされる文書館のデジタルアーカイブズについての検討は、こうした政策においても、また生涯学習の情報源としての視点からもほとんど行われてこなかった。これは、日本におけるアーカイブズへの認識とアーカイブズの位置づけに起因するところが大きいと考えられる。

そこで、本稿では、こうした背景を踏まえつつ、文書館におけるデジタルアーカイブズの現状を取りあげ、学習活動の際の情報源としてどのような意義を持ち、限界があり、課題を抱えるかを検討する。それにより、学習活動においてどのようにデジタルアーカイブズを活用していけばよいかのひとつの方向性を示すことができると考えられる。

2. アーカイブズとデジタルアーカイブズ

ここでは、まず、アーカイブズとデジタルアーカイブズという語について確認しておきたい。

‘アーカイブズ’には、『文書館用語集』²によると以下のような4つの語義がある。

- ①史料、記録史料
- ②文書館（もんじょかん）
- ③公文書記録管理局（こうぶんしょきろくかんりきょく）
- ④ [コンピュータ用語では、複数のファイルを1つにまとめたり、圧縮したファイルのこと]

また、アメリカアーキビスト協会の発行した *A Glossary of Archival & Records Terminology*³では、アーカイブズ (Archives) の定義を次の6つに分けて説明している。

- ①個人、家族または組織、公または私の用事における行為により作成または収受された資料のうち、資料に含まれる情報の永続的価値または機能の証拠、作成者の責務がために保存される資料。

とりわけそれら資料は、出所の原則、原秩序の維持、集合的な管理を用いて維持される；永久的な記録。

- ②永続的な価値の組織的な記録を管理するための責任ある組織の部門、
- ③個人または家族、他の組織の記録を収集する組織、別称収集アーカイブズ、
- ④コレクションまたは組織を管理運営する専門的なディシプリン、
- ⑤アーカイブズコレクションを収蔵するたてのもの、
- ⑥学術論文の刊行コレクション（とりわけ逐次的なもの）

これらの定義は、アーカイブズが資料とそれを扱う組織、資料を収蔵する建物などと、多様なイメージを持っていることを示している。

多様なイメージが抱かれるアーカイブズは、資料や記録、史料などとさまざまな表記が使われている。資料を扱う組織についても、日本では、「文書館」⁴、「公文書館」⁵、「資料館」⁶、「史料館」⁷、「歴史館」⁸、「図書館」⁹などとさまざまに呼称されている。さらに「文書館」は、「もんじょかん」と「ぶんじょかん」の2つの呼称が使われており、その概念に広がりが見られる。

多様な語義を持つアーカイブズを本稿では、次のように表記し分けることとしたい。アーカイブズで扱われる資料や記録は、アーカイブズ資料とし、それを扱う組織、資料を収蔵する建物などは、固有名詞を除き、文書館と表記する。

上記のようなアーカイブズが先に挙げた電子的な意味でのデジタルになるとどのように捉えられているのか。

デジタルアーカイブズは、デジタルとアーカイブに分けられる。デジタルは、電子的な処理をされたという程度の意味として通常用いられる。アーカイブは、データを保存する行為と保存した個別のデータの意味で用いられている。これが、集合的に把握されたものがデジタルアーカイブズである。

文書館と類縁機関の図書館や博物館の間において、デジタルアーカイブズは、文書館のデジタルアーカイブズ、図書館のデジタルライブラリー、博物館のデジタルミュージアムと既存の施設を意識して使い分けられることもある。だが、文書館と図書館と博物館の役割の違いは、あまり強く意識されなくなる中で、アーカイブやアーカイブズという言葉が区別なく多用されている。例えば、図書館が所蔵資料をデジタル化して公開しているものは、デジタルライブラリー¹⁰と呼ばれたり、デジタルアーカイブ、デジタルアーカイブズ¹¹と呼ばれたり、明確な用語の使い分けがなされていない。

既存の施設の概念と一致しない「デジタルアーカイブ」という用語は、既存の施設の目的や機能から切り離して捉える必要が出てきたことを示している。そのため、紙という媒体を中心としてきた、前述の用語集で定義されたアーカイブズと比べるとデジタルアーカイブズは、以下のように概念¹²が広がっている。

- ①アーカイブのデジタル化
- ②デジタル技術を利用した収蔵物のアーカイブ化
- ③散在する対象物そのものかわりにそのデジタルデータを対象としてアーカイブとしたもの。すなわち現物を一箇所に集めることなしに、デジタルデータの世界で成立したアーカイブである

利用する側からずれば、上記の3点の違いを意識することは稀であるため、本稿ではこれらいずれの意味をも包括した形でデジタルアーカイブズと捉えることとする。

2. 2文書館の役割と学習活動支援

日本における文書館の役割についてみると、公文書館法第3条に規定された「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務」を果たすために設置された施設である。その役割を果たす施設である「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする」と公文書館法第4条に位置づけられている。

この公文書館法の趣旨に従えば、国民、市民に向けたサービスは、歴史資料として重要な公文書等の保存と利用という役割を担っていることになる。

そうした法の趣旨を文書館では、施設に文書を中心とする資料を保存し、それを来館者に対して閲覧させる利用として具現化してきた。さらに、それに附随させる形式で古文書講座や講演会を実施してきた。法的な位置づけから見ると学習支援活動は明確にされてはいない。

しかし、文書館では、明確に位置づけられなかった学習支援活動が少ないながらも実施されてきた。その背景には、公文書館法が制定される1987年以前から文書館が存在していたことがある。

日本で初めての都道府県立の文書館である1959年開館の山口県立文書館を事例に見てみる。山口県文書館は、社会教育施設である山口県図書館の鈴木賢祐館長が、アメリカやイギリスの文書館を参考に発案し、図書館から分離させたものである。当時は、公文書館法がなく、設置のための根拠法をどこに求めるかとなった時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律とした。

実際、山口県文書館条例第1条には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十条の規定に基づき、山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録（以下「文書」という。）を収集し、及び管理するとともに、これらの活用を図り、もつて文化の発展に寄与するため、文書館を設置する」と明記されている。また、利用に関する助言や展示、講習などを実施することも同条例には規定されている。山口県文書館と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置された、埼玉県立文書館や群馬県立文書館においても設置条例の中には「教育、学術及び文化の発展に寄与するため」文書館を設置する文言が入れられており、教育的な役割を有し、教育委員会の一組織として位置づけられていることを示している。他方、日本の都道府県立文書館の中には、首長部局の一組織に位置づけられている愛知県公文書館や神奈川県立公文書館も存在している。多様な背景を持つ文書館を包含して捉える概念が「資料保存のための文書館」であった。

1990年代の半ばになるまで、「アーカイブズという保存という概念が一人歩きし、『極論』として文書館は、組織体の記録を保存することが重要であるから一人の利用者が無くとも設置すべき」¹³との「保存のための文書館」の認識が示されていた。つまり、文書館は資料を保存しておくところであり、資料の利用に慣れた者が限定的に利用するところであるとの風潮が強持たれてきた。だからこそ、文書館は来館を基本としたサービスを長らく実施してきた。それにより、文書館から遠方に居住する者と近くに居住する者との間にアクセスに対する不公平が生じてきた。こうしたアクセスに関する不公平は、文書館において課題であるとは考えられてこなかった。

それは、「利用普及事業（アウトリーチ）」という言葉が文書館でどのように捉えられているかという点からもみることができる。文書館では、アウトリーチという言葉で「収蔵資料とその研究・参照価値を積極的に利用者に周知させることを意図して組織された、文書館における活動のこと」¹⁴と普及活動の意味で用いてきた。つまり、文書館を知ってもらい、使ってもらい周知・利用促進の発想が強かった。言い換えれば文書館は、情報を届けよう、アクセス手段を手助けしようという能動的な姿勢が必要だという発想が乏しかったのである。

同じ「アウトリーチ」でも類縁機関の図書館では、移動図書館のようなサービス手段や「施設入所者、低所得者、非識字者、民族的少数者など、これまでの図書館サービスが及ばなかった人々に対して、サービスを広げていく活動」¹⁵として位置づけ、利用者の情報源に対するアクセスに関する障壁・

課題を克服する取り組みが行われている。

近年、国立公文書館のアジア歴史資料センターや山口県文書館、沖縄県公文書館等で、所蔵資料をデジタルアーカイブズ化して提供する動きが見られる。デジタルアーカイブズを構築することは、これまで述べてきた施設を設置することとは根本的に異なる。ネットワーク上で展開されるデジタルアーカイブズは、ネットワークに接続する機器と環境さえ整っていれば、アクセスが自由である。その点では、文書館が意識するかしないかに関わりなく、文書館の所蔵資料に対する物理的なアクセス課題の解決手段として有効に働いている¹⁶。

3. 生涯学習活動における文書館サービス

3. 1 来館を前提とした文書館における状況

ここでは、比較的早い時期から教育普及活動に力を入れてきた¹⁷埼玉県立文書館の取り組みを事例とし、これまでの文書館における学習活動への支援状況をみていく。

埼玉県立文書館は、文書、記録を収集、保存するという目的とともに、「県教育委員会の一機関として、常に学校教育と一体となった学校現場の日常の学習指導や教材研究に積極的に資料を提供し、その活用について適切な指導助言等の活動を行ってきた」¹⁸という役割が期待されていた。しかし、重要な役割を期待されながらも1975年に文書館条例が施行されるまで、文書館は埼玉県立図書館の一組織として位置づけられていた。文書館の利用、普及事業として近世史料取扱講習会が、「昭和44年の文書館による最初の開催は通算第7回にあたる。」¹⁹というように、埼玉県立図書館文書館が開設された1969年度から、埼玉県立図書館の埼玉資料室を引き継いで行われている。この講習会の対象は、「県下公共・学校図書館職員、文化財保護行政担当職員、公民館職員、学校教職員、郷土研究者等」²⁰として、夏休みの2日間、埼玉大学の研究者を講師として近世文書の読解や整理演習が行われた。この時点では、学校図書館職員や学校教職員が講習会の対象に含まれているだけで、県立文書館としての積極的な働きかけが見られたわけではないのである。本格的に学校に関わる部分での支援として捉えることができるものは、1974年度から行われている小中学校の教員が学校現場を離れ、1年間にわたり研修を行う長期研修教員の受入れを毎年1～3名行っていることである。その成果としての「報告書は、学校教育のみならず、地域研究の貴重な蓄積となるとともに、修了生は文書館の良き理解者・協力者として、学校教育への普及に貢献している。」²¹として、学校の中から文書館に対する理解者が増えるという、教育活動に関わる利用者側からの文書館利用のボトムアップが図られるものとして評価できると考えられる。また、1977年からは、『資料案内』として学校の教育「現場の大きな悩みである歴史指導に役立つわが郷土の歴史資料を具体的に示し、資料選択の観点資料の見方、考え方、資料を使った授業の展開例などを現場の実践家の先生方の協力も得てまとめられています。」²²と文書館資料を学校の社会科の授業に活用する方法の提供を始めた。12号からは、全編カラーの大判になり、そのまま授業教材としての利用を可能にしたが、1992年度の17号で休刊となってしまい、現在は出されていない。その後、1992年11月から学校週5日制が月1回導入されるにあたり、児童、生徒を対象とした「土曜おもしろ博物館」が開始された。1回目の参加者を見ると地元の浦和市（現在のさいたま市）在住の子どもが多い。内容は、巻物づくりやはんこづくりなど、文書を直接利用するものではなく、体験的に文書や地図を取り巻く世界を学ぶもの年間10回開催で270人²³が参加する規模であった。現在は、土曜日に行われている。2002年7月には、「総合的な学習の時間」を始めとする調べ学習に対応するため、県立文書館の地図センター内に子どものための「調べ学習コーナー」を設置し、子ども向けの地図や歴史に関する図書を整備し、調べ方や関係資料をアドバイスすることや地図センター入口付近に地図に関する展示コーナーを設けて、児童、生徒が直接文書館を利用していく機会を設けている。しかし、地図センターは土曜、日曜日が閉室のため、文書資料や地図の利用はできるが、

「調べ学習コーナー」の利用ができない状況にある。このほかにも、教員対象として、資料紹介や教材化のアドバイスをする校内研修、市町村教育研究会の研修受入れやパネル貸出しやレファレンス対応等の教材研究の支援が行われ、児童、生徒対象として、文書館で社会科等の授業を行う場合の場所の提供や文書館職員が講師として参加することが行われている²⁴。

文書館の学校教育に対する支援は、総合的な学習の時間が始まったことにより、文書館の資料は歴史資料であるから社会科の授業を支援すればよいという従来の固定的な考え方に留まっていたのではないのである。「総合的な学習の時間」や調べ学習の場合、子どもが自分でその資料を見つけ、資料を読み解き、理解しなければならない。しかし、文書館に保存されている古文書を児童、生徒が直接活用するのはむずかしい。そこで、文字を読まなくても済む、地図の活用が考えられる。例えば、川の流れの変化や地域の自然を調べるといったときに、河川台帳や県作成の植生分布等の各種地図や航空写真等が活用可能である。つまり、文書館自身が保存する資料が学校教育の学習テーマに活用可能か、また資料がテーマに即したものであっても、子どもに理解できるのかという問題が検討されなければならない。その上で、教師が文書館資料を活用したり、児童生徒とともに教師が文書館を活用したりという教師に対する支援も必要となってくる。

3. 2 デジタル環境における文書館の情報発信

デジタルアーカイブズの整備状況について把握するため、各都道府県に設置された30文書館のウェブサイトを用いて2007年10月20日から24日にかけて調査した。(表1・表2を参照)

その結果、調査した30の文書館のうちデジタルアーカイブズを構築している文書館は、半数であった。具体的には、ウェブベースの目録とリンクさせ画像を検索できるものが、山口県文書館、沖縄県立公文書館、京都府総合資料館で提供されている。また文書館収蔵資料のうちから、数点から数十点を選び電子化し、解説文や読み下し文をつけたウェブ上の古文書講座が群馬県立文書館、新潟県立文書館、福井県文書館、広島県立文書館などで実施されている。この他にも、埼玉県立文書館と同様に、文書館で実施した展示会の資料や案内を電子化し紹介している文書館が13館存在した。

同様の傾向は、2006年に実施された国立公文書館による全国の48文書館等へのアンケート²⁵においても明らかにされている。同アンケート結果では、目録とデジタル画像がリンクするデジタルアーカイブズを構築している館が3館、デジタル化した資料のインターネットを通じて公開している館が2館、デジタル化した資料を館内のみで公開している館が4館という状況であった。また、デジタルアーカイブズを構築中が3館、検討中が17館、検討していない館が、19館も存在していると報告されている。

つづいて、デジタルアーカイブズを活用する際に関連するウェブベースの情報やサービスの中から、目録とレファレンスサービスを取りあげその状況にふれる。

文書館における目録について、調査した30館中17館の文書館では、ウェブベースの公開目録が整備されていた。しかし、提供の方法は図書館で一般的になっている OPAC のようなデータベース形式では必ずしもない。目録を PDF 化して利用可能にしている館も存在している。現状では、収蔵資料の状況さえ、入手することが完全にはできない。それは、学習のための情報源としては使える場合もあれば使えない場合もあるという不安定な状況としかいいようがない。今後、デジタルアーカイブズが整備されてきた場合には、国立公文書館のアジア歴史資料センターのように目録と連動して資料の画像が閲覧できるようになることが期待される。

文書館におけるレファレンスサービスは、約半数の文書館で事例や方法を明示するなど何らかの対応方針が示されている。しかし、メールレファレンスのようなウェブベースの対応をしている文書館は、宮城県公文書館や福井県文書館など少数であった。レファレンスサービスの内容からすれば、そのアーカイブズが管理している資料内容についての問い合わせが主となるのがそれについてはあまり

表1. 文書館のウェブサイト調査結果1

	館の 目的	開 館 日	開 館 時 間	交通案内	住 所	電話	電子メール
北海道立文書館	○	○	○	○	○	○	×
秋田県公文書館	○	○	○	○	○	○	○
宮城県公文書館	○	○	○	○	○	○	○
福島県歴史資料館	○	○	○	○	○	○	○
茨城県歴史館	○	○	○	○	○	○	○
栃木県立文書館	○	○	○	○	○	○	○
群馬県立文書館	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県立文書館	○	○	○	○	○	○	○
千葉県文書館	○	○	○	○	○	○	×
東京都公文書館	○	○	○	○	○	○	×
神奈川県立公文書館	○	○	○	○	○	○	○
新潟県立文書館	○	○	○	○	○	○	○
富山県公文書館	○	○	○	○	○	○	○
福井県文書館	○	○	○	○	○	○	○
長野県立歴史館	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県歴史資料館	○	○	○	○	○	○	○
愛知県公文書館	○	○	○	○	○	○	○
京都府総合資料館	○	○	○	○	○	○	○
奈良県立図書情報館	×	○	○	○	○	○	○
大阪府公文書館	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県公館県政資料館	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県立文書館	○	○	○	○	○	○	×
鳥取県立公文書館	○	○	○	○	○	○	○
岡山県立記録資料館	○	○	○	○	○	○	○
広島県立文書館	○	○	○	○	○	○	○
山口県文書館	○	○	○	○	○	○	×
徳島県立文書館	○	○	○	○	○	○	×
香川県立文書館	○	○	○	○	○	○	○
大分県公文書館	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県公文書館	○	○	○	○	○	○	×

* 情報が掲載されている場合に○、掲載されていない場合に×を印した。

表2. 文書館のウェブサイト調査結果2

	Web目録	利用方法	レファレンス	催事情報	展示会情報	デジタル画像
北海道立文書館	○	○	事例	○	○	×
秋田県公文書館	×	○	×	△	△	○
宮城県公文書館	×	○	○	○	○	×
福島県歴史資料館	×	○	利用相談	○	○	×
茨城県歴史館	○	○	×	○	○	○
栃木県立文書館	×	○	×	○	○	×
群馬県立文書館	○	○	方法明示	○	○	○
埼玉県立文書館	○	○	×	○	○	○
千葉県文書館	×	○	事例	○	○	○
東京都公文書館	×	○	方法明示	○	○	○
神奈川県立公文書館	○	○	方法明示	○	○	×
新潟県立文書館	×	○	×	○	×	×
富山県公文書館	×	○	方法明示	○	○	×
福井県文書館	○	○	○	○	○	○
長野県立歴史館	×	×	方法の明示	○	○	○
岐阜県歴史資料館	○	○	×	○	×	×
愛知県公文書館	○	○	×	○	○	×
京都府総合資料館	○	○	事例	○	○	○
奈良県立図書情報館	○	○	○	×	×	○
大阪府公文書館	○	○	方法の明示	○	○	×
兵庫県公館県政資料館	×	○	事例	○	○	○
和歌山県立文書館	○	○	×	○	○	○
鳥取県立公文書館	○	○	×	○	○	○
岡山県立記録資料館	○	○	×	○	○	×
広島県立文書館	×	○	事例	○	○	×
山口県文書館	○	○	事例	○	○	○
徳島県立文書館	○	×	×	○	○	○
香川県立文書館	×	○	×	○	○	×
大分県公文書館	×	○	×	×	×	×
沖縄県公文書館	○	○	方法の明示	○	○	×

* 情報が掲載されている場合に○、掲載されていない場合に×を印した。レファレンスについては、メールレファレンスを実施するものに○を印し、そのほかは具体的に記した。

明示されてはいない。こうした状況からすると、デジタルアーカイブズが整備された場合は、資料に関する問い合わせをする手段がないと非常に使いにくくなってしまいう危険性がある。さらに、現状でも生涯学習をする際には、障壁となる可能性が高いと考えられる。

こうした状況から日本の都道府県文書館におけるデジタルアーカイブズの整備状況は、全体として発展途上であり、学習支援とほど遠い状況にあるといえるかもしれない。しかし、地方でもいくつかの文書館では取り組みが始まっており、国レベルで見れば、2001年に設置されたデジタルアーカイブズを提供するアジア歴史資料センターが存在する。特にアジア歴史資料センターでは、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛庁防衛研究所図書室で収蔵されている行政文書のうち、明治期から太平洋戦争終結時までのアジア関係資料約1270万画像、85万3000件（2006年10月現在）がデジタル化され、デジタルアーカイブズとして公開されている。これは、世界的に見ても大規模なデジタルアーカイブズといわれている²⁶。

続いて、現在実施されているウェブベースの情報提供状況について、山口県文書館を事例にとりあげていく。

山口県立文書館のウェブサイト「文書館ギャラリー」では、刊行物掲載や展覧会出品などの利用機会が多い資料10点の画像が提供されている。

この他にも「画像データベース」として、「毛利家文庫絵図・袋入絵図」、「毛利家文庫写真」、「ポスター・リーフレット」、「有光家文書」、「正保国絵図（周防国・長門国）」を提供している。しかし、画像データベースからは、直接画像の検索はできるようになっていない。検索する場合には、所蔵文書の検索から行うことになる。しかし、画像データベースには、所蔵文書の検索から検索が可能になっていることが明記されていないため、学習情報源として、利用がしにくい面がある。

これまでに見てきたデジタルアーカイブズという点からみれば、整備されていない文書館や整備されていても検索が十分にできないなど、発展途上の段階であることがあきらかとなった。しかし今回、調査した30文書館すべてがウェブサイトを通じて、何らかの情報発信をおこなっていた。特に、文書館を訪れるための情報である施設概要、施設の所在地、交通手段、開館日時などの情報は30館すべてで提供していた。こうした点は、文書館が従来の来館型のサービスを依然として重視し続けていることの傍証とみることができる。

3. 3 デジタルアーカイブズの意義・限界・課題

文書館によるデジタルアーカイブズの整備は、徐々にではあるが進められていることが明かとなった。デジタルアーカイブズの整備は、利用者の文書館という施設までの物理的な距離に関わりなく容易に、文書館所蔵の資料にアクセスできる可能性を確保した意義をもつ。さらに、玉石混淆のネットワーク情報資源の中で、文書館のデジタルアーカイブズは信頼性のある情報源として意味を持っている。

これまでみてきた以外にも発展途上のデジタルアーカイブズには、なお多くの課題も存在する。文書館の資料は、図書館の知識分類法とは異なり、組織や機能に基づき‘群’²⁷というまとまりを重視し整理される。しかし、デジタルアーカイブズでは、このまとまりを重視したデジタルアーカイブもあれば、一部の貴重な収蔵資料をデジタルアーカイブとして提供しているものもあり、情報の組織化の面で多様性が見られ、統一的ではない。さらに、画像のみやデータベース形式などさまざまな方法による提供方法にも多様性が見られる。これでは、文書館を情報源と見なし、そのウェブサイトから資料を検索することが容易でなくなる。つまり、それぞれのデジタルアーカイブズの特徴を理解していないと容易に目的とする情報を探ることができないという見えない障壁が存在しているのである。

こうした障壁を運良く乗り越えて、目的とする情報源や資料を探ることができたとしても、古文書や公文書といった特殊な様式、特徴を持った資料を読み解く力がなければ情報として利用できない。

こうした点を克服するため、文書館における情報源を活用する際には、‘群’というかたまりとして整理されている資料を探す力、古文書などに用いられるくずし字や公文書特有の文書様式を踏まえつつ、文書を理解する力、理解した情報を自らの目的に活用する力を身につける必要となる。こうしたアーカイブズを活用するための能力は、アーカイブズリテラシーと呼称することができるであろう。

既に文書館は、利用者がアーカイブズリテラシーを身につけるための支援として、ウェブ版の古文書講座や電子展示会などを提供し始めている。しかし、アーカイブズリテラシーを体系的に身につける点が考慮されているとは言えない。文書館は、所蔵資料を十分利用してもらうためにもアーカイブズリテラシーを身につけることができる‘体系的な支援’をデジタルアーカイブズとともに提供してゆく必要がある。

デジタルアーカイブズを活用できるようになった利用者は、さらに情報欲求を高めることになる。その際には、デジタルアーカイブズのさらなる活用とデジタルでは伝わらない紙質や料紙の折り方、文書の綴り方等を確認するために、リアルな文書館でデジタル化された資料の原本を利用する可能性も出てくるであろう。文書館にとっては、利用者を支援することで、文書館の情報資源を最大限に活用してくれるよき利用者・よき理解者を醸成することにつながるであろうと考えられる。

文書館によるデジタルアーカイブズを整備していく際には、利用者が活用できるようなアーカイブズリテラシーを身につける手段とともに提供していくことが求められる。

4. おわりに

本稿では、デジタル環境下の文書館における学習活動支援の現状について、ウェブサイトの調査を通じて把握し、課題を分析した。その結果、デジタルアーカイブズについては、いまだ多くのところで整備されていない状況が明らかとなった。さらに、ウェブを通じた目録情報についても整備途中であることが明らかとなった。現状では、文書館が現在発信する情報から学習するための情報を直接得ることは難しい状況にある。

現状のデジタルアーカイブズの未整備の課題を解決するとともに、利用者が資料を容易に扱えるような知識について、ウェブサイトを通じて提供していくことが必要であると向かうべき方向性を示した。今回は、日本の事例を中心に検討したが、アメリカやカナダ、オーストラリアなど海外の文書館で実施されている先進的なデジタルアーカイブズとそれに付随する支援を比較検討することでより課題や問題点が明確になるものと思われる。今後の課題としたい。

【注】

- 1 IT 戦略本部. 重点計画－2007. 2007, p. 77－79.
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070726honbun.pdf>, (参照2007－09－07).
- 2 文書館用語集研究会編. “アーカイブズ”. 文書館用語集. 大阪大学出版会, 1997, p. 2.
- 3 Pearce-Moses, Richard. A Glossary of Archival & Records Terminology. Society of American Archivists, 2005, p30－32. (Archival fundamentals series ; II)
- 4 例えば、埼玉県立文書館がある。
- 5 例えば、神奈川県立公文書館がある。
- 6 例えば、岐阜県立史料館がある。
- 7 例えば、尼崎地域研究史料館がある。
- 8 例えば、茨城県立歴史館がある。
- 9 例えば、奈良県立図書情報館や福岡市総合図書館がある。
- 10 例えば、国立国会図書館の近代デジタルライブラリーがある。
- 11 例えば、徳島大学附属図書館の貴重資料デジタルアーカイブがある。
- 12 笠羽晴夫. デジタルアーカイブの構築と運用. 水曜社, 2004, p. 14－15.

- 13 佐藤勝巳. 地域文書館の創造－特に市町村文書館創造への展望－. 記録と史料. no. 7, 1996, p. 11.
- 14 文書館用語集研究会編. “普及活動”. 文書館用語集. 大阪大学出版会, 1997, p. 111.
- 15 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編. “アウトリーチサービス”. 図書館情報学用語辞典. 第2版, 丸善, 2002, p. 2.
- 16 ただし、ネットワーク環境や機器を所有しない利用者や機器を使いこなせない利用者についての配慮はべつに行われる必要がある。
- 17 井上麻衣子. 市民に向けた文書館普及活動への提案. 国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇. no. 3, 2007, p. 77.
- 18 埼玉県立文書館編. 資料案内. no. 3, 1979, p. 2.
- 19 文書館紀要. no. 13, 埼玉県立文書館, 2000, p. 86.
- 20 同上書. p. 87.
- 21 文書館紀要. no. 14, 埼玉県立文書館, 2001, p. 29.
- 22 前掲資料案内, p. 2.
- 23 要覧. no. 20, 埼玉県立文書館, 2002, p. 8.
- 24 博物館と学校をむすぶ会編. 学ぶ心を育てる博物館：「総合的な学習の時間」への最新実践例. ミュゼ, 2000, p. 78－79.
- 25 全国公文書館等へのアンケート結果. アーカイブズ. no. 28, 2007, p. 23.
- 26 牟田昌平. 「公共デジタルアーカイブ」としてのアジア歴史資料センターの試み. 北の丸. no. 38, 2005, p. 5.
- 27 文書館で扱われる資料は、出所を中心としたまとまりや機能を中心としたまとまりで把握され、それを群と呼んでいる。

(受理日：2007年11月2日)